

京都市個人情報保護審査会答申第29号の概要

答申年月日	平成19年10月3日
請求内容	裁判所に提出した答弁書，準備書面及び陳述書
請求者	本人
所管課	教育委員会調査課
所管課の決定	非利用停止決定
所管課の主張	<p>1 本件個人情報，市立小学校慰謝料請求事件について京都市が裁判所に提出した答弁書及び準備書面並びに陳述書である。</p> <p>2 本件個人情報は，そもそも訴訟の追行という目的のために作成され，利用されたものであり，また，実際に訴訟に利用されたものである。</p> <p>3 本件個人情報は，個人情報取扱事務の目的を超えて，実施機関において利用されているとはいえない。また，訴訟終了後は訴訟記録のファイルに綴じられ，永年保存文書として保管されているが，個人情報取扱事務の目的を超えて実施機関内で利用し，又は実施機関以外のものに提供してはいない。よって，本件個人情報は，条例第8条第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとはいえない。</p>
異議申立人の主張	<p>1 本件については，論拠の記録請求を行った中で，「個人メモ」が実在したかが不明であり，正当な公文書とはいえない。私が所持する個人メモが相当する。</p> <p>2 慰謝料請求事件訴訟について，裁判の根拠を示すものはなく，訴訟資料の論拠となった記録は誰も知らない，個人メモは廃棄したということだが，本当に存在していたのか。</p>
審査会の判断	<p>1 教育委員会が行う争訟事務については，個人情報取扱事務として届出されている。本件個人情報は，訴訟事務のために作成され，裁判所へ提出されたものであり，訴訟終了後は，永年保存文書として保管されているものである。</p> <p>2 条例第8条第1項又は第2項に違反し，個人情報取扱事務の目的を超えて利用し，又は提供されているような特段の事情を疑わせるに足るものは，当審査会としては見出せなかった。</p> <p>3 したがって，条例第30条第2号及び第3号の利用停止の要件を満たさず，また，異議申立人から違法に利用し，又は提供されている事実も示されていないことから，実施機関が行った本件処分について，不当であるとは認められないと判断する。</p>